

第8回 大垣市都市計画景観審議会議事録  
(平成26年1月24日)



## 第8回 大垣市都市計画景観審議会議事録

第8回大垣市都市計画景観審議会を、平成26年1月24日（金）市役所3階合同委員会室において開催した。

その次第は、次のとおりである。

### 議 題

- 1 大垣都市計画市場の変更について （現状の市場区域への変更）
- 2 大垣都市計画市場の変更について （排水機場建設計画による変更）
- 3 大垣市景観計画の変更について

本日の委員の出欠席は、次のとおりである。

### 出席委員

石原会長、藤垣副会長、岩井豊太郎委員、加納委員、木村委員、溝口委員、村山委員、高橋委員、岩井哲二委員、山口委員、粥川委員、中田委員、加藤委員、田近委員（代理出席：大垣警察署交通地域官 中丸公之）、和田委員（代理出席：大垣土木事務所副所長兼指導検査監 宗宮浩二）、國枝委員、酒井委員

### 欠席委員

車戸委員、高木委員、野村委員

本日の会議出席者は、次のとおりである。

都市計画部長	安田 浩二
経 済 部 長	鈴木 守
都市計画課長	北村 弘司
公設地方卸売市場長	志知 正美
治 水 課 長	高木 悟
公設地方卸売市場主幹	竹中 正宏
治 水 課 主 幹	西脇 好尚
治 水 課 主 査	野原 直樹
都市計画課主幹	佐竹 一仁
都市計画課主幹	渡部 直樹

本日の書記は、次のとおりである。

都市計画課主査	森井 信悟
都市計画課主事補	藤井 啓人

( 開会時刻 午後 1 時 )

事務局  
(都市計画課長)

皆さま、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまから第8回大垣市都市計画景観審議会を開催させていただきます。都市計画課長の北村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず始めに、本日は車戸委員様、高木委員様、野村委員様の3名が御都合によりご欠席でございます。また、大垣警察署長の田近恭介委員様、大垣土木事務所長の和田義則委員様が御都合によりご欠席でございますが、大垣警察署交通地域官の中丸公之様、大垣土木事務所副所長兼指導検査監の宗宮浩二様に代理出席していただいております。また、國枝委員様が若干遅れられるようでございます。

委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、条例第6条第3項の規定によりまして、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

本日は、今年度の第1回目の会議でございますが、市議会議員の山口和昭様、粥川加奈子様、中田ゆみこ様に新しく審議会委員にご就任いただいております。

また、本日はご欠席でございますが、県の人事異動に伴いまして、大垣警察署長の田近恭介様、大垣土木事務所長の和田義則様に新しく審議会委員にご就任いただいております。

委員の皆様のご紹介につきましては、お手元にお配りしてございます名簿をもちまして、ご紹介にかえさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、会議に先立ちまして、諮問者であります市長に代わりまして、安田都市計画部長より、ごあいさつ申し上げます。

事務局  
(都市計画部長)

皆さま、改めまして、こんにちは。都市計画部の安田浩二でございます。

何かと新春のお忙しい中、第8回目の大垣市都市計画景観審議会にご出席賜りまして、ありがとうございます。日頃から、都市計画はもとより、市政各般に大変格別なご高配を賜っております。まずもって厚くお礼申し上げます。

人口減少社会を迎えまして、我々地方都市を取り巻く環境が大きく変化する中、少子高齢化に即応した施策が待ったなしの状況であるということで、近未来を適切に見据えました「都市政策」が大変重要であるということは、皆様ご案内のとおりでございます。

こうした中、本市では、昨年8月に大垣駅北地区での大規模住宅分譲が開始され、11月には大垣駅南街区市街地再開発事業の着手など、まちなか居住の動きが進みつつあります。こうした人が集うことで経済的な効果も期待できる、中心市街地活性化に取り組んでいるところでございます。

今後は、南街区の再開発に合わせました駅南口広場の再構築をはじめ、郭町地区での再開発もにらみまして、共立銀行までの駅通りの街並みビジョンを明確にするなど、点から線、線から面へといった活性化政策を進めながら、活力の源は、なんとといっても子育て世代や企業に選ばれる、都市みらい戦略を構築していく必要があるということだと認識しております。引き続き、政策推進に関しまして委員各位のご指導、ご協力を賜れば、幸いです。

本日は、お手元に配布してございます公設地方卸売市場の区域の変更、および大垣市景観計画の変更審議と景観遺産についてのご報告を予定いたしております。

最後に、委員の皆さま方には、今後とも本市の都市計画行政に変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。本日は、よろしく願いいたします。

事務局  
(都市計画課長)

それではここで、前回、平成25年2月25日の第7回の審議会にてご審議いただきました案件について、経過をご報告させていただきます。

大垣駅南街区第一種市街地再開発事業の事業化に向けた、事業規模の見直しに伴う都市計画変更につきましては、平成25年2月25日付けにて都市計画決定させていただいております。先ほど、部長からの挨拶にもございましたように、今年度より工事が進められている状況でございます。

それでは、条例第6条第2項の規定によりまして、会長が審議会の議長となっております。議事の進行をよろしく願いいたします。

なお、第1号議案、第2号議案終了後に関係職員の退出をお許しいただきたいと存じますので、あらかじめお断りさせていただきます。

会長さん、よろしく願いいたします。

石原会長

皆さん、こんにちは。お忙しい中、ご苦勞さまでございます。それでは、議事を進行させていただきます。

始めに、本日の議事録署名者でございますが、中田ゆみこ委員さんと、加藤勉委員さんのお二人をお願いいたしたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、本日の審議会におきまして、XXXXXXXXXXさん、1名の傍聴希望者がございますが、これにつきまして、可としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

石原会長

それでは、審議会の傍聴につきまして許可いたしたいと存じます。

(傍聴者入室)

石原会長

本日の議案の審議に入りたいと存じます。本日の議案は3件でございます。平成26年1月10日付け25都第538号および25都第538号の2にて諮問がございました、それぞれ市の決定案件でございます「大垣都市計画市場の変更について」、『現状の市場区域への変更』と『排水機場建設計画による変更』の2案件につきましては、同じ施設に関連する内容ですので、第1号議案、第2号議案の二つの案件、続けて説明をお願いし、質疑などにつきましては、後ほどまとめてということで、進めさせていただきたいと存じます。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

(経済部長)

経済部長の鈴木守と申します。

本日は、経済部が所管をしております、大垣市公設地方卸売市場の都市計画変更につきましてご審議をいただきますので、出席をさせていただいております。議案の内容につきましては、市場長からご説明をさせていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

事務局

(公設地方卸売  
市場長)

公設地方卸売市場の市場長の志知でございます。よろしくお願い申し上げます。

ただいまご配慮をいただきまして、第1号議案、第2号議案を続けてご説明させていただきます。

それでは、まず、第1号議案「大垣都市計画市場の変更（現状の市場区域への変更）」につきましてご説明させていただきます。お手元の資料1ページから7ページが第1号議案の資料でございます。

2ページをご覧いただきたいと存じます。2ページにつきましては、諮問書でございます。

始めに、都市計画市場であります、大垣市公設地方卸売市場についてご説明させていただきます。6ページの総括図をご覧いただきたいと存じます。

大垣市古宮町でございます、大垣市公設地方卸売市場は、昭和47年10月13日に面積約52,000平方メートルの大垣都市計画市場として都市計画決定され、生鮮食料品等の取引の適正化および流通の円滑化を図り、市民生活の安定に資するために整備された施設でございます。現在では、大垣市を中心に、海津市、不破郡、安八郡、養老郡、揖斐郡の供給人口40万人、2市4郡を流通圏とした市場として、地域流通の供給拠点となっております。

また、本市場は、「岐阜県卸売市場整備計画」において、岐阜地域流通圏の地方卸売市場として、青果および水産の供給の中心的役割を担う

市場として存置し、機能拡充すると位置付けられております。さらに「大垣市第五次総合計画後期基本計画」においては、市場施設の整備などにより、市場機能の充実を図るとしております。

次に、都市計画を変更する内容でございますが、7ページの計画図をご覧くださいと存じます。都市計画市場の区域を黄色表記された区域から、赤色表記の区域に変更するものであります。

本市場は、昭和47年に黄色表記の区域で都市計画決定され、昭和48年に施設が建築されておりますが、その後、昭和49年に市場南西部が敷地拡大されております。また、昭和51年には、市場西側の県道拡幅整備による敷地縮小、昭和54年から昭和55年にかけては、市場北側の中之江川改修整備により敷地縮小がされております。これにより、現在の実際の市場は赤色表記した区域であり、黄色表記の都市計画市場区域との間に不整合が生じておりました。そのため、今回、都市計画市場の区域を現状の市場区域に是正する都市計画変更を行うものです。

続きまして、3ページの計画書と4ページの新旧対照表をご覧くださいと存じます。今回の区域変更により、区域面積は約52,000平方メートルから約57,300平方メートルとなります。都市計画決定当初の区域面積約52,000平方メートルにつきましては、当時、市場を建設するにあたり、買収された土地の面積であり、区域内に元々存在しておりました、無地番の道路や水路の面積を計上されていないものであります。また、現在よりも測量精度が劣っていたこともあり、現在の精度で都市計画決定当初の区域を測量しますと、約58,200平方メートルと大きく異なっておりました。これに、先ほどご説明させていただきました、敷地の拡大、縮小を加味いたしますと、現状の市場区域は約57,300平方メートルとなるものでございます。

また、位置につきましては、「大垣市古宮町2番地16」から「大垣市古宮町字二番割、字大聖寺」と変更しておりますが、これは、都市計画の決定図書における住所表記ルールに基づき表示を変更するもので、実際の施設位置を変更するものではありません。

ご説明させていただきました変更内容につきましては、5ページの理由書にもまとめてございますので、お目通しいただきたいと存じます。

以上が第1号議案の都市計画市場の変更の内容でございます。

引き続きまして、第2号議案「大垣都市計画市場の変更（排水機場建設計画による変更）」につきましてご説明させていただきます。お手元の資料8ページから15ページが第2号議案の説明資料でございます。

10ページをご覧くださいと存じます。10ページにつきましては、諮問書でございます。第1号議案と同じ、大垣市公設地方卸売市場の区域を変更するものでございます。

変更内容につきまして、15ページの計画図をご覧くださいと存じます。都市計画市場の区域内に排水機場の建設を計画するにあたり、



排水機場整備に必要な、計画図の黄色で表記した箇所、約600平方メートルを都市計画市場の区域から除外する変更を行うものでございますが、先に排水機場の建設計画につきまして、担当の治水課より説明させていただきます。

事務局  
(治水課長)

治水課長の高木悟でございます。どうぞよろしく申し上げます。  
排水機場の建設計画につきまして、ご説明させていただきます。

本市は、輪中地帯という地理的条件のため、内水排除を機械排水に頼っております。自然排水が困難な地域においては、浸水被害が生じております。特に、市場の北側に接する大井・東前地域は、急激な住宅化の進行により、近年浸水被害が発生しておりまして、地域住民の生命と財産を守るため、新たな排水機場の建設が必要不可欠となっております。

排水機場の建設位置としましては、雨水排水が集まる幹線排水路から、一級河川中之江川へ機械排水することができる位置に限られていることから、それらが接する大垣市公設地方卸売市場内が最適地ということで、計画を立て、整備に必要な区域を都市計画市場から除外していただけるよう、お願いしたものでございます。どうぞよろしくお願いたします。

事務局  
(公設地方卸売  
市場長)

ただ今、説明していただきました、排水機場の建設計画につきまして、市場といたしましては、上位計画である「岐阜県卸売市場整備計画」と照らし合わせ、県の農産物流通課とも協議した結果、市場施設の必要規模基準を満たしており、市場の機能を損なうものではないため、排水機場整備に必要な約600平方メートルを都市計画市場から除外する都市計画の変更を行うこととしたものです。

続きまして、11ページの計画書と12ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。排水機場整備に必要な約600平方メートルを市場区域から除外することにより、面積は約57,300平方メートルから約56,700平方メートルに減ずるものです。

ご説明させていただきました、変更内容につきましては、13ページの理由書にもまとめてございますので、お目通しいただきたいと存じます。以上が第2号議案の都市計画市場の変更の内容でございます。

次に、第1号議案および第2号議案のこれまでの経緯および、今後の予定についてご説明させていただきます。

この変更案につきましては、平成25年10月2日に、当該地域の川並連合自治会にて説明会を開催しております。また、市場を利用されている、市場協会の皆さま方には、平成25年10月3日に説明資料にてご案内させていただくと共に、11月28日の市場協会役員会でも説明させていただきました。

また、都市計画法に基づく都市計画の案の縦覧を平成25年12月

13日から12月27日まで実施しました。その結果、第1号議案に関しては1名、第2号議案に関しては1名の縦覧がございましたが、意見書の提出はございませんでした。

この2件の都市計画市場の変更につきましては、市の決定事項でありますので、当審議会でご了承いただきました後、知事の協議をし、決定告示を行っていく予定でございます。

以上で、第1号議案、および第2号議案の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

石原会長

ありがとうございました。それでは、事務局から説明がございましたが、始めに、第1号議案の「現状の市場区域への変更」につきまして、何かご意見、ご質問がございましたら、ご発言お願いいたします。

よろしいでしょうか。ご発言もないようですので、原案を適当と認めるに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

石原会長

ありがとうございました。それでは、原案を適当と認めることといたします。

続きまして第2号議案の「排水機場整備による変更」につきまして、何かご意見、ご質問がございましたら、ご発言お願いいたします。

高橋委員

直接は関係ないですが、排水機場ができると、その水は中之江川に流すのですが、何年頃完成の予定ですか。

事務局  
(治水課長)

詳細設計等を現在行っておりまして、最終的に供用開始は平成29年度の予定をしております。

高橋委員

中之江川の堤防に水防倉庫が建っていますが、そこから南の堤防は、欠けて薄くなってしまっている。供用開始するまでに、堤防を腹付けして頂かないと困る。

事務局  
(治水課長)

ご質問がございました、中之江川の堤防につきましては、県の管理河川でございますので、県と十分協議して、腹付け等のご要望にお応えできるように検討して参りたいと思っております。

高橋委員

お願いします。

石原会長

よろしいでしょうか。

高橋委員

はい。

石原会長

その他、ご意見ご質問等ございましたらご発言お願いいたします。  
よろしいでしょうか。ご発言もないようですので、原案を適当と認めるに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

石原会長

ありがとうございました。それでは、原案を適当と認めることといたします。

事務局  
(都市計画課長)

それでは、次の議案に移ります前に、冒頭お願いいたしましたように、第1号、第2号議案関係者の退室をお願いしたいと存じます。

( 経済部長、公設地方卸売市場・治水課関係職員退出 )

石原会長

続きまして、第3号議案として、平成26年1月10日付け25都第538号の3にて諮問がございました「大垣市景観計画の変更について」を議題といたしたいと存じます。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局  
(都市計画課長)

それでは、第3号議案「大垣市景観計画の変更」につきまして、ご説明をさせていただきます。

16ページからが議案でございますが、お手元の議案資料の22ページをご覧くださいと存じます。

変更の主旨でございますが、市では景観法に基づきまして、平成20年12月に大垣市景観計画を策定し、また、大垣市景観条例を平成21年5月から施行しております。この景観計画では、後世に伝承していく建築物や工作物、風景につきまして、本審議会の委員でもございます、溝口委員さんや高木委員さんも含め5名の委員からなる大垣市景観遺産審議会でのご審議を経て、大垣市景観遺産に指定し、その保存、活用を積極的に推進しているところでございます。

平成22年度から現在までに合計64件の建造物や風景を指定しております。なお、平成25年度に指定いたしました4件につきましては、後ほどご報告をさせていただきます。

景観遺産の指定状況でございますが、表にございますとおり、年々、応募件数や指定件数が順次減少している状況であり、今後の課題といたしまして、景観遺産に成り得る物件の掘り起こしや地域の景観まちづくりのシンボルになる物件等を地域の皆さまと共に育てていくための誘導策が必要になっていると感じております。

そのため景観資源の保存とまちづくりを広く捉えた制度として拡充するため、景観遺産には至りませんが地域住民に身近なものとして親しまれているもので、指定や顕彰することにより地域の景観まちづくり活動が促進されるようなもの、あるいは、保存や活動につながることで将来的に景観遺産への移行が期待され得る建造物等を「大垣市景観自慢」として指定する新たな制度を設けるものでございます。

「大垣市景観自慢」の指定基準といたしましては、景観遺産の指定基準を準用して、現段階では景観遺産の指定基準には至らないものの内、特に郷土性、地域のシンボリックな存在で地域住民に親しまれているという点を重視し、景観形成に貢献できるような地域の取組みも含めまして評価するものでございます。

景観自慢に指定された物件につきましては、従来の景観遺産と同様に指定の旨を表示する標識を設置し、広報紙やホームページ、パンフレット等による周知をいたします。また、景観アドバイザーによる保存や活用等に関する技術的支援を行います。景観遺産との差異といたしましては、現状変更に関する市への届出手続きを簡略化する点、建造物の保全行為等に対する補助の対象にならない点でございます。

始めに申し上げましたが、この景観遺産制度は大垣市景観計画に位置付けられた制度でございますので、新たな指定制度を施行するにあたり、大垣市景観計画を変更するものでございます。

資料の18ページから21ページに景観計画の変更後の案を、また、資料の23から26ページにかけて新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しをいただきたいと存じます。

主な変更箇所は、景観自慢の指定方針の追加、指定制度のイメージ図の変更、関連箇所の字句の変更でございます。

お手数ですが、22ページにお戻りいただきたいと存じます。

今後の予定でございますが、本審議会で意見聴取の後、平成26年3月に大垣市議会へ大垣市景観条例一部改正の議案を提出させていただき、ご承認を頂いた後、平成26年4月以降、新たな指定制度によりまして景観遺産審議会でご審議いただく予定をしております。

以上が第3号議案の説明でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

石原会長

ありがとうございました。それでは、事務局から説明がございましたが、何かご意見、ご質問がございましたら、ご発言お願いいたします。

よろしいでしょうか。ご発言もないようですので、原案を適当と認めるに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

石原会長

ありがとうございました。それでは、原案を適当と認めることといたします。

ただいま、ご審議いただきました3つの議案につきましては、後日、事務局を通じまして、市長さんに原案を適当と認める旨を答申いたしたいと存じます。慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。

本日の議案は以上でございますが、事務局から報告事項があるとのことですので、それでは、事務局より報告お願いいたします。

事務局

(都市計画課  
景観整備グループ  
主幹)

では、大垣市景観遺産の指定につきましてご報告させていただきます。私は、都市計画課景観整備グループ主幹の渡部と申します。よろしくをお願いいたします。

景観遺産の指定につきましては「大垣市景観遺産審議会」のご意見を伺って行っておりますが、景観計画に位置付けられた重要な施策でございますので、本審議会でご報告させていただくものでございます。

では、お手元でございます資料、右上に「その他資料」と書いてあるものをご覧いただきたいと存じます。

「大垣市景観遺産」の制度につきましては、先ほどのご審議と重複いたしますので省略させていただき「2. 景観遺産指定の経緯」から、ご報告させていただきます。

景観遺産の候補物件は、市民の皆さんから公募いただいております。平成23年11月4日以降は、随時募集をしております。平成25年1月31日までの応募分で、一旦締めまして、13件の応募物件から既に指定されていたものなどを除き、11件が選考対象になりました。その後、景観遺産審議会によりまず書類審査ならびに現地審査を経ましてご審議いただいた結果、平成25年6月7日付で、3件の新規指定候補物件の答申がございました。答申がありました物件につきまして、所有者等に景観遺産指定に関する趣旨説明を行い、そのうち2件について同意を得ることができました。

また、平成22年度の指定候補物件で、当時は同意が得られなかった物件のうち、今回、同意を得ることができました物件2件、合計4件を新たな景観遺産として、平成25年9月25日に指定いたしました。

新規指定物件につきましては、資料2枚目、別紙として一覧をつけております。

指定番号、第61号の「輪中生活館（旧名和邸）」、第62号の「矢橋家住宅」、第63号の「お茶屋屋敷跡」、第64号の「善性寺の全景」の4件でございます。

お手数でございますが、資料1枚目にお戻りいただきたいと存じます。「3. 景観遺産指定名称の変更及び指定の解除」でございますが、

指定第24号の「清水家住宅」につきまして、所有者様のご寄附により、市の所有になったため、「旧清水家住宅」に名称を変更いたしました。

また、「おくのほそ道の風景地」が平成25年11月15日付けで国の文化審議会から文部科学大臣に答申され、官報告示を経て2月に国の名勝に指定される予定です。国指定の文化財等になった場合は、より適切な保全や管理がなされることから、指定第5号の「船町湊跡と奥の細道むすびの地」につきまして、国の指定後に景観遺産の指定を解除する予定をしております。

以上で、景観遺産の指定に関するご報告を終わらせていただきます。なお、お手元に、改訂いたしました景観遺産紹介パンフレットと、景観遺産トランプを配布させていただきましたので、よろしく願いいたします。

石原会長

ありがとうございました。ただいま、事務局からご報告がございましたが、ご質問等がございましたら、ご発言お願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、委員の皆さまから、その他に何かご発言ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。ご発言もないようですので、これをもちまして閉会といたしたいと存じます。ありがとうございました。

(閉会時刻 午後1時40分)